

総務常任委員会

平成31年3月14日(木)

総務常任委員会

定例会名 平成31年第1回定例会
招集日時 平成31年3月14日(木) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委員長 杉森弘之
副委員長 遠藤憲子
委員 山越守
" 尾野政子
" 小松崎伸
" 守屋常雄
" 伊藤裕一

欠席委員 1名
委員 中根利兵衛

出席説明員
市長 根本洋治
副市長 滝本昌司
市長公室長 吉川修貴
経営企画部長 飯泉栄次
総務部長 中澤勇仁
市民部長 高谷寿
議会事務局長 滝本仁
会計管理者 山越恵美子
秘書課長 野口克己
広報政策課長 本多聡
広報政策課危機管理監 猿渡勇彦
経営企画部次長 吉田将巳
政策企画課長 柳田敏昭
財政課長 山崎裕
総務部次長 小林和夫
総務課長 吉田充生
人事課長 二野屏公司

管財課長	山岡勉
契約検査課長	神宮寺昌志
税務課長	木村光裕
収納課長	山岡三千男
市民部次長兼交通防災課長	植田裕
交通防災課参事	松崎弘臣
市民活動課長	糸賀珠絵
総合窓口課長補佐	糸賀崇子
システム管理課長	中島政順
監査委員事務局長	大和田伸一
庶務議事課長	野島貴夫

議会事務局出席者

書	記	斎藤正浩
書	記	田上洋子

平成31年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

議案第	3号	牛久市長等政治倫理条例について
議案第	4号	牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	5号	牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	10号	平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第	23号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

午前10時00分開会

○杉森委員長 おはようございます。

少し時間前ですが、そろいましたので、ただいまから始めていきたいと思えます。

開会前に執行部より発言を求められておりますので、これを許可します。総務部長。

○中澤総務部長 おはようございます。総務部の中澤でございます、よろしくお願いをいたします。

牛久市内の小学校に通う女子児童が校内でいじめを受け、市教育委員会が重大事態に当たるといふことで、本日の新聞で報道がございました。その件につきまして、18日に全員協議会を開会の上、説明をさせていただき予定で現在調整をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○杉森委員長 よろしいですか。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

中根委員より、委員会欠席の届けがありました。

本日説明員として出席した者は、市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、秘書課長、広報政策課長、広報政策課危機管理監、経営企画部次長、政策企画課長、財政課長、総務部次長、総務課長、人事課長、管財課長、契約検査課長、税務課長、収納課長、市民部次長兼交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長補佐、システム管理課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として斎藤君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 3号 牛久市長等政治倫理条例について

議案第 4号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 23号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第3号、牛久市長等政治倫理条例についてを議題といたします。

議案第3号について提案者の説明を求めます。総務課長。

○吉田総務課長 総務課吉田です。よろしくお願いをいたします。

議案第3号、牛久市長等政治倫理条例について御説明いたします。

本条例は、市議会の政治倫理条例特別委員会における調査研究の結果、現行の牛久市政治倫理

条例について、市長、副市長及び教育長を対象とするものと、市議会議員を対象とするものをそれぞれ別の条例にすべきとの結論に達したことを受け、市長等に関する事項等に所要の改正を加えた上で、市長等を対象として新たに制定するものであります。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第3号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第3号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第4号、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしく願いいたします。

議案第4号について御説明申し上げます。

議案第4号は、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。本件は、国が進める働き方改革の趣旨にのっとり、人事院規則において時間外勤務命令を行うことができる上限を定める改正が行われたことを踏まえ、当市においても同様に上限を規則で定めることができるよう条例を改正するものであります。

以上となります。

○杉森委員長 これより、議案第4号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、議案第4号について質問をしたいと思います。

これは国の働き方改革の関連法に関することでの改正と考えておりますが、今回この関連法の中には労働基準法等、安全衛生法、労働時間改革、パートタイマーとかいろいろとあるんですが、牛久市の場合、労働基準法の改正により既に図書館業務のところ委託先のNPO、これに対して有給休暇が取得をするというようなことが示されております。それで、ほかの業務委託もあるのではないかと思います、その辺の考えについて伺います。

それと、この条例の中で勤務に関し必要な事項は規則で定めるとありますが、この規則というのはどこでいつごろ定められるのかを伺います。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 遠藤副委員長の御質問にお答えいたします。

業務委託の休暇等の付与に関しましては、そういった労働基準法とかの趣旨を各課に周知し、各課で委託を出す際にそういったものも考慮するように周知していきたいと考えております。

それと、規則につきましては、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則を改正することになるんですけれども、改正時期につきましては現在、人事院の規則のほうを参考に中身について精査しておりますので、準備ができ次第できるだけ早急に改正したいと考えております。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、規則で定めるところで、どういう部署でというかその辺が定める責任ある部署がどこになるのかを伺いたいと思います。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

規則の改正については、人事課の所管業務として行います。

○杉森委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第4号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第5号、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号は、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

本件は、非常勤職員の育児休業が、延長を含め最長現在1歳6カ月までであったものを、1歳6カ月に達した時点で保育所に入れられないなどの場合に、最長2歳まで取得することができるよう改正するものとなります。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第5号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、数点伺いたいと思います。

まず、第2条の4の内容について、当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものということがうたっていますが、この特定職とはどういう職種を言うのかということですね。

それと、今課長のほうから1歳6カ月に達しても保育園に預けられない、そういうときに2歳まで延長できるという御説明がありました。この申請は本人または配偶者というふうに理解をするものなのですが、その申請者の確認ですね。

それと、最長で2年ということになりますと、相当キャリア形成の観点から休業が長期間に及ぶと、その辺が仕事にどのような影響などもありますので、職場復帰のタイミングですね、そういうのは働く方の選択に委ねることが必要と考えますが、その辺をどういうふうに考えていくのかどうか、その辺を伺います。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 遠藤副委員長の御質問にお答えします。

特定職というのは、全ての非常勤職員が育児休業、短時間の方とかは育児休業の対象になりませんので、現在付与している4分の3以上勤務の職員という意味となっております。

申し出者につきましては、原則は本人の申し出なんですけれども、いろいろな事情がある場合

には考慮していきたいと考えております。

あと最後の質問の職場復帰につきましては、最長2歳という限度はあるんですけども、本人の状況や周囲の状況を考慮して、本人とよく相談して復帰のタイミングについては考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森委員長 よろしいですか。そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第5号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第10号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第10号について提案者の説明を求めます。広報政策課長。

○本多広報政策課長 広報政策課本田です。よろしく願いいたします。

補正予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

歳出、款2総務費項総務管理費目3広報広聴費の0101広報うしくを発行するになります。広報うしくの印刷製本費及び15日号広報誌の配布委託費の入札差金210万円の減額補正となります。

以上です。

○杉森委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課柳田です。よろしく願いいたします。

政策企画課所管の部分につきまして、説明をさせていただきます。

議案書14、15ページをごらんください。歳出になります。

款2総務費項1総務管理費7企画費、0110プレミアム付商品券事業を実施するです。平成31年度実施のプレミアム付商品券事業のためのシステム改修費用413万5,000円になります。

対応する歳入といたしましては、8ページ9ページになります。

款14国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金節1総務管理費補助金のプレミアム付商品券事業費補助金413万5,000円です。こちら10分の10の補助金となります。こちらは国の平成30年度補正予算確定に伴うもので、全額繰越明許とさせていただきます。

また、同じ総務管理費補助金で地方創生推進交付金221万7,000円につきましては、交付金額決定に伴う歳入計上でございます。第2のふるさと・いばらき事業で、シティプロモーション事業と、空き家対策事業に充てたものになります。

以上です。

○杉森委員長 財政課長。

○山崎財政課長 財政課山崎です。よろしく願いします。

補正予算書の8ページをごらんください。

歳入になります。最上段の款9地方特例交付金項1地方特例交付金、その下の款10の地方交

付税と項1 地方交付税、こちら2件につきましては、いずれも交付額の決定に伴う増額補正となっております。地方特例交付金が63万9,000円、地方交付税、こちら普通交付税ですけれども、525万6,000円の増額補正となっております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

款18の繰入金、項2の基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金、こちらは今回の補正に伴います財源調整ということで、繰入金の減額2億9,930万8,000円を減額しております。

一番下の款21市債項1市債と。こちら、次のページにもありますけれども、13事業につきまして、事業費の確定に伴います記載の借入額の減額補正となっております。総額で今回9,450万円を減額しております。

続きまして歳出になります。14ページ、15ページをごらんください。

款2の総務費、項1総務管理費と。下にあります16の財政調整基金費と節の25積立金です。こちらにつきましては、未活用財産を処分した分について積み立てております。当初予算では5,000万円を予定しておりましたけれども、売却見込み額が少なくなりまして、3,000万円今回減額して2,000万円を積むという補正であります。

以上でございます。

○杉森委員長 総務課長。

○吉田総務課長 議案第10号、平成30年度牛久市一般会計補正予算、総務課所管の補正内容について御説明いたします。

議案書10ページ、11ページの歳入になります。

款15県支出金項3委託金目1総務費委託金の茨城県議会議員選挙事務委託金でございますが、平成30年12月9日に執行された県議選の執行額の確定に伴う減額補正でございます。

内容は同じになりますが、議案書14ページ15ページ、下から2つ目の歳出でございます。款2総務費項4選挙費目3茨城県議会議員選挙、0101茨城県議会議員選挙を執行する、こちらも県議選の執行額が確定したことに伴う減額補正です。

以上です。

○杉森委員長 管財課長。

○山岡管財課長 管財課山岡です。よろしくお願いたします。

管財課所管につきまして御説明させていただきます。

14ページ、15ページをごらんください。

歳出になります。款2総務費項1総務管理費目6財産管理費、0108リフレを維持管理するでございますが、こちらにつきましては、リフレの施設修繕費の執行残額50万円及び空調設備改修工事1期工事におきまして、設備機器等の変更によりまして工事費の執行残額6,000万円を減額するものでございます。

以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 税務課木村です。よろしくお願いたします。

税務課所管の補正予算について説明いたします。

資料15ページをごらんください。

中段、0102固定資産税、都市計画税を適正課税する、13番、委託料になります。こちらにつきましては、固定資産税課税資料整備業務の契約の入札差金等で656万円を減額補正いたします。

以上です。

○杉森委員長 交通防災課長。

○植田交通防災課長 交通防災課植田です。よろしくお願いいたします。

交通防災課所管の補正を説明させていただきます。

補正予算書22ページ、23ページをごらんください。

一番上、款9消防費項1消防費目4防災対策費、0104自主防災組織を育成する、310万円の減額なんですけど、こちらの内容につきましては、30年度、6行政区に立ち上がっている自主防災組織からコミュニティ助成事業の補助金の申請が上がっておりましたが、事業が不採択になりましたので200万円の減額という形になっております。

また、30年度、5行政区で自主防災組織を立ち上げるということで、その下、自主防災組織結成補助金、それと自主防災組織資機材等整備補助金、100万円と10万円ですね。こちら5行政区で立ち上げを準備していたんですが、4行政区しか立ち上がらなくて、1行政区分110万円を減額補正するものです。

また、コミュニティ助成事業補助金につきましては、歳入の10ページ、11ページ、款20諸収入項5雑入4雑入の自治総合センターコミュニティ助成金、200万円減額、こちら歳入のほうも減額補正しております。

以上です。

○杉森委員長 システム管理課長。

○中島システム管理課長 システム管理課中島です。よろしくお願いいたします。

システム管理課の補正について説明いたします。

補正予算書4ページをごらんください。

第3表、繰越明許費補正、款2総務費項1総務管理費、コンピューターとその周辺機器を管理する、1,026万円は、新元号に対応するための経費の繰り越しです。

次に、14、15ページ、中段をごらんください。

款2総務費項1総務管理費9電子計算費、0104コンピューターとその周辺機器を管理するの事業については、契約差金により減額するものです。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第10号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。尾野委員。

○尾野委員 それでは、よろしくお願いいたします。

15ページ、0110プレミアム付商品券事業を実施する、これは予算特別委員会のほうでも

質問がなされておりましたけれども、常任委員会としても改めて質問させていただきたいと思えます。

まず、プレミアム付商品券事業の対象者、この購入ができる対象者、それからその対象者に対しての周知がどのようにされていくのか、それから利用期限はいつまでなのか、それから商品券を販売する場所、その点についてお伺いをいたします。

○杉森委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課です。

ただいまのプレミアム付商品券事業の御質問にお答えさせていただきます。

まず、対象ですが、対象は来年度、平成31年度非課税の方、そして6月1日時点で3歳未満の子が属する世帯の世帯主の方、こちらについては3歳未満のお子さんの数だけプレミアム商品券を上限まで販売できます。

周知方法につきましては、こちらは国の消費税増税に伴う経済対策ということで行われますので、テレビCMなども盛んに流れるかと思いますが、自治体としましても一応対象者と思われる方に直接の御通知などでお知らせをするようにしていきたいと考えております。

そして、使用期限なんですけれども、消費税増税の10月1日から来年度いっぱい、3月末を想定しております。

販売場所につきましては、こちら、販売するとき一度に販売上限の2万円分まで全員の方が買えるとは限らないので、それを小分けにして販売することも検討しておりまして、そういったことから市役所での販売を考えております。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今プレミアム付商品券事業の質問がございましたが、この14、15ページの今回の補正ですね、システム改修413万5,000円が計上されております。同じように繰越明許費の補正のほうでも同様な金額が載っているんですが、このつながりはどういうふうに見たらいいのかというところを伺いたいと思えます。

○杉森委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは、国の平成30年度補正予算が確定して、そしてこちら補正予算を計上させていただいているものなので、こちらは全額繰り越しをさせていただくということで、国のほうで補助対象経費、一応算定をしていただいているものですから、そういった関係で全額繰り越しをさせていただいております。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、そのシステム改修の事業内容を伺いたいと思えます。

○杉森委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 システム改修なんですけれども、こちらはプレミアム付商品券の販売の台

帳、販売の対象者の把握であるとか、販売実績、それらをもとにしたお知らせ、対象者の把握のためのお知らせであるとかそういったことに活用するシステムとなっております。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。尾野委員。

○尾野委員 それでは、15ページの真ん中の0102固定資産税、都市計画税を適正課税するというので、以前からお伺いしたかったところだったんですけども、この固定資産税などの件数は相当大きな数字になると思うんですけども、委託先は1件になっているのかというところと、それからその固定資産税の委託の内容なんですけれども、例えば新規資産が発生した場合のものだけに委託、その委託の内容を少し詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 尾野委員の質問にお答えいたします。

固定資産税、課税資料整備業務委託についての内容について説明いたします。

こちらにつきましては、3年に一度の契約となりまして、業務内容としましては課税の基本となります航空写真の撮影であったり、地番図の分合筆の修正、また家屋経年移動調査、固定資産税の管理システム、土地評価データ作成等々、いろいろな法改正に伴う補正の変更などを盛り込むための一団の作業となります。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第10号に対する質疑及び意見は終結いたします。

次に、議案第23号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてを議題といたします。

議案第23号について提案者の説明を求めます。政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課です。

議案第23号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書につきまして説明させていただきます。

平成14年12月19日に龍ヶ崎市と公の施設相互利用に関する協定書を締結し、お互いの市民の利便性を図っております。今回、その対象施設のうち、牛久運動公園内の武道館が利用可能となることから、平成31年4月1日より対象施設に含める協定に変更するものでございます。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第23号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。小松崎委員。

○小松崎委員 公の施設相互利用ということで、基本的には広域行政というふうな中で進める部分も多いと思いますけれども、皆さん御承知のように偕楽園のほうの入場ですよ、あれを県外の方は有料というふうなこともやっております。財源確保という意味では、こういうふうな変更

の時期を捉えて財源確保を図るというふうなことのタイミングですよね。何かこういったことも含めて変更がある場合にはそういうふうな工夫をして、財源を確保していくというふうな意味では、これ今回は出ていますけれども、いわゆる今後ですよね、こういった変更があるとき、そういったときに工夫をして財源を確保するようなことができないか、そういった近い将来的なことも考えて答弁をお願いしたいと思います。

○杉森委員長 政策企画課長

○柳田政策企画課長 ただいまの質問にお答えいたします。

現在市のほうで公共施設総合管理計画、こちらを進めておりまして、その中で受益者負担について検討を始めております。

以上です。

○杉森委員長 小松崎委員。

○小松崎委員 これは非常に重要なことですよ。施設の省力化、統合化を図っていく中で財政の負担を少なくしていくというふうなことがございますので、これに関しては単に広域行政で公の施設を相互利用するというふうなことだけを考えずに、そういった総合的な財政の圧縮というものを考えながらやっていくというふうなことも政策企画としては重要なことですので、意見として言っておきますので、よろしくお願いします。

○杉森委員長 そのほかございませんか。尾野委員。

○尾野委員 龍ヶ崎との協定ということで、今龍ヶ崎市はこれまで利用していると思っておりますけれども、龍ヶ崎市の利用率についてお伺いしたいと思います。

それから、あと1点なんですけれども、大きなイベントを牛久市がやるときは早くから押さえてはあると思うんですけれども、龍ヶ崎市の市民の方とぶつかってしまうようなときもあるのではないかと心配するんですけれども、そういうときはどういうふうな調整をされているのかということについてお伺いします。

○杉森委員長 政策企画課長

○柳田政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、龍ヶ崎市の施設の牛久市民の方の利用率につきましてなんですが、こちらは全部の施設においてカウントができるわけではございませんので、券売機などもございまして、そういったものを除いて、龍ヶ崎22施設ございまして、利用総数として19万8,191、これは人と件数と混ざった数字なんです、そのうち牛久市の方の利用が3,497件、割合としますと1.8%、これが龍ヶ崎市の施設を利用された牛久市民の数になります。

この中で数的に大きいものを挙げますと、龍ヶ崎市の陸上競技場たつのこフィールド、こちらはやはり牛久市にはない施設ということで、利用率も高く、全体の利用が282件のうち51件が牛久市の方で、利用率としては18.1%になってございます。

反対に牛久の市内の施設の龍ヶ崎の方の利用率を申し上げますと、牛久は9施設ございまして、全部で47万7,211人、こちらやはり件数と人数分かれておりませんが、この中のうち1万3,543人、件数かもしれないんですが、の方が龍ヶ崎の市民の方で、割合としますと2.

8%になります。

こちらの中で利用の多いのが中央図書館ですね。こちらは利用総数が30万2,658のうち1万2,616で割合は4.2%。運動施設で申し上げますと、運動公園の体育館内の卓球場、こちらが5,850のうち330ということで、5.6%が龍ヶ崎の方の利用となっております。

それと、先ほどの予約時のことなんですけれども、体育施設について今回武道館のほう開始ということで、体育施設について申し上げますと、申し込みの開始時期が、もちろん市の行事であるとか公的な行事については先に申し込みができるようになっておりまして、それ以外の一般の方については、牛久市民の方、牛久市在学または在勤の方については、利用希望日の前月の1日午前8時30分から受け付け開始となっております。その他の方、龍ヶ崎の方については、利用希望日の前月の1日の13時30分からということで、一応市内の方を優先して受け付ける体制にはなっております。

以上です。

○杉森委員長 そのほかありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑、意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時44分閉会